

# 伊佐市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月28日(月) 午前9時03分から10時00分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (24人)

会 長 13番委員

委 員

農業委員

- |      |       |
|------|-------|
| 1番委員 | 7番委員  |
| 2番委員 | 9番委員  |
| 3番委員 | 10番委員 |
| 4番委員 | 11番委員 |
| 5番委員 | 12番委員 |
| 6番委員 |       |

農地利用最適化推進委員

- |        |         |
|--------|---------|
| 1番推進委員 | 9番推進委員  |
| 2番推進委員 | 10番推進委員 |
| 6番推進委員 | 11番推進委員 |
| 7番推進委員 | 12番推進委員 |
| 8番推進委員 | 13番推進委員 |
|        | 14番推進委員 |
|        | 15番推進委員 |

4. 欠席委員 (4人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 5番委員 6番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「非農地証明願」について

議案第6号「農地空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時03分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和4年度 第9回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。  
本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。  
残念なことに新型コロナウイルス感染症がまた増えだし、第8波の兆しがあります。当市での感染状況も危惧しておりますが、気を付けて農業委員会活動をお願いいたします。また、本年度は、あと1ヶ月余りになりました。皆様、体に気を付けて活動をお願いいたします。  
本日の議事録署名委員を指名いたします。5番農業委員と6番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。  
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」について事務局の報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから4ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が14件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は举手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定

のうち、貸借について説明いたします。8ページの総括表をご覧ください。期間は3年から10年で、面積は合計40,723㎡で利用権を設定する者の数は15人、設定を受ける者の数は11人です。土地の詳細については資料5ページから7ページ、番号1番から15番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から7番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。  
整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る11月21日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。

申請人 FTさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 MTさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字西原559番3、地目は畑、地積は537㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、4,494㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1km以内であり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し

ないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る11月22日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人 KKさんは、熊本県人吉市下薩摩瀬町に居住される市外住民で年齢は53歳です。

渡し人 KTさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は84歳です。2人は親子であります。

申請地は、伊佐市大口山野字野中3368番ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で5,096㎡の所有権移転贈与になります。

申請人は新規就農者で、現在は仕事の関係で人吉市に住んでおられますが、実家を拠点に農業をされ将来は実家に帰ってこられるとのことでした。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約3.3kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る11月21日に現地調査を行いましたので、私5番が報告いたします。

申請人 HFさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は84歳です。

渡し人 TMさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字飛松迫尻1863番6ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で1,907㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、259,596㎡で取得可能面積であります。農業従事者は5名で、通作距離は自宅から約9kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し

ないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきままして、去る11月23日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたしまます。

申請人 MYさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は64歳です。

渡し人 NMさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字小島迫1152番3ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で2,026㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、4,237㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約15kmです。経営意欲はあり農機具等は完備されていまます。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番について、12番農業委員の報告を求めまます。

12番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきままして、去る11月24日に現地調査を行いましたので、私12番が報告いたしまます。

申請人 KTさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は29歳です。

渡し人 KMさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字柳町834番13で、地目は田、地積は3,046㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、62,169㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は自宅から約0.1km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されていまます。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委

員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、事務局の報告を求めます。

事務局 整理番号6番につきましては、8番農業委員が現地調査を行いました  
が、本日、欠席のため事務局が報告書を代読いたします。「議案第2号「農  
地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち整理番号6  
番につきまして、去る11月19日に現地調査を行いましたので、8番が  
報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は41歳です。

渡し人 TTさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字西水流1559番1ほか5筆で、地目は全  
て田、地積は6筆合計で12,436㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、24,764㎡で取得可能面積であります。農業従  
事者は2名で、通作距離は自宅から約4kmで現況は良く管理された農地  
です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し  
ないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委  
員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。  
以上です。

議長 整理番号7番について、7番農業委員の報告を求めます

7番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定  
のうち、整理番号7番につきまして、去る11月24日に現地調査を行  
いましたので、私7番が報告いたします。

申請人 KGさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は42歳です。

渡し人 KHさんは、始良郡湧水町米永に居住される市外住民で年齢は  
93歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字立添2763番1ほか4筆で、地目は田が  
1筆と畑が4筆、地積は5筆合計で7,396㎡の所有権移転贈与になり  
ます。

受人の経営面積は、302㎡ですが今回の取得面積と合わせると7,6  
98㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は自宅  
から約1.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機  
具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から7番については許可が決定いたしました。

議長 整理番号8番、9番につきましては、この議案は11番農業委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、11番農業委員の退席をお願いします。

(11番農業委員退席)

議長 整理番号8番、9番について、4番農業委員の報告を求めまます

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る11月18日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 THさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は59歳です。

渡し人 MMさんは、熊本県上益城郡益城町に居住される市外住民で、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番181で、地目は畑、地積は538㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は244,313㎡で取得可能面積であります。農業従

事者は2名で、通作距離は自宅から約0.7kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

引き続き、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る11月18日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 THさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は59歳です。

渡し人 TNさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字稻荷ノ下1806番ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で985㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は244,313㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約0.3kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号8番、9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号8番、9番については許可が決定いたしました。ここで、11番農業委員の入室をお願いします。

(11番農業委員着席)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定につ



いて、申請件数9件について、9件の許可が処分決定いたしました。

議案第3号

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る11月21日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、11番推進委員、15番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私5番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈前目にお住いのKHさんで年齢は55歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字北山2406番28で、地目は田、地積は500㎡です。

農地区分は、第2種農地その他の農地となっており、転用目的は駐車場及びイベント広場です。

所在地は、市役所菱刈庁舎から南へ約1kmに位置しており、東側は太陽光発電施設、西側は通路、南側は公衆用道路、北側は田であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、顛末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る11月21日、申請人の代理人であるK行政書士の立会いのもと、11番推進委員、私2番農業委員の2名で共同調査をしましたので、私2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口大田にお住いのHSさんで年齢は65歳です。譲渡人は、鹿児島市西陵にお住いのSTさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第1種農地で集落接続となっており、転用目的は駐車場です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字四反田2445番1ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で1,697㎡です。

所在地は、菱刈中学校から北西へ約1kmに位置しており、東側は集落道路、西側は国道、南側は駐車場、北側は田であり、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良区の意見書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長	賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議 長	整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る11月21日、申請人の代理人である K行政書士の立会いのもと、7番農業委員、3番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私11番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈南浦にお住いの ASさんで年齢は37歳です。 譲渡人は、伊佐市大口目丸にお住いの AHさんで年齢は62歳です。 本申請は、所有権移転贈与で農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は一般住宅であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口目丸字出吉原270番1で、地目は畑、地積は804㎡であります。</p> <p>所在地は、伊佐農林高校から北東へ約0.6kmに位置しており、南側と西側は宅地、東側と北側は市道を挟んで宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われま。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、一般住宅の転用面積を超えることへの理由書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。
議 長	整理番号3番について、1番農業委員の報告を求めます。

- 1 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ  
農業委員 いてのうち、整理番号3番について、去る11月21日、申請人の代理人  
である〇行政書士の立会いのもと、1番推進委員、2番推進委員、私1  
番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私1番が報告いたします。  
譲受人は、伊佐市大口篠原にお住いの N J さんで年齢は67歳です。  
譲渡人は、伊佐市大口目丸にお住いの T S さんで年齢は50歳です。  
本申請は、所有権移転贈与で農地区分は第1種農地で集落接続施設とな  
っており、転用目的は通路です。  
申請地は、伊佐市大口篠原字島巡り1865番4で、地目は田、地積は  
38㎡です。  
所在地は、篠原公民館から東へ約0.4kmに位置しており、東側は宅  
地、西側は田、南側は道路、北側は宅地であり、周囲に与える影響はない  
かと思われます。この申請地は、平成29年10月1日に通路として整備  
してしまい反省している旨の始末書が添付されております。  
添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除  
計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約  
書等が添付されております。  
調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で  
あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いい  
たします。以上で報告を終わります。
- 議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
  
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求  
めます。  
  
(全員挙手)
- 議 長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。  
議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ  
いて、申請件数3件について、3件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長	議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員	<p>議案第5号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る11月21日、申請人であるKSさんの立会いのもと、7番推進委員、4番農業委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告します。</p> <p>申請人は、伊佐市大口篠原にお住いのKSさんです。</p> <p>申請地は、伊佐市大口篠原字千束松67番1ほか1筆、地目は2筆とも畑、地積は2筆合計で1,055㎡です。</p> <p>申請地の所在地は、大口小学校から北東へ約500mに位置しており、周囲の状況は、東側が宅地、西側が山林、南側は宅地、北側も宅地であります。</p> <p>非農地になった時期及び理由としては、平成9年月日不詳であります。自宅を建築した後から自宅への通路及び庭として使用したことによるものであります。山手の畑は砂利が混ざっており、通路は車が通ることにより踏み固まった状態です。当該農地の現況は、通路及び庭となっております。</p> <p>調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。
議 長	整理番号2番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第5号「非農地証明願」について、8番農業委員が欠席のため報告書をお預かりしていますので、代わりにご報告いたします。

整理番号2番について、去る11月21日、申請人の代理人 U不動産 Uさんの立会いのもと、13番推進委員、14番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、8番が報告します。

申請人は、出水市下鯖町にお住いの HAさんです。

申請地は、伊佐市菱刈前目字後迫4764番地1、地目は田、地積は493㎡です。周囲の状況は、すべて宅地となっております。

非農地になった時期及び理由としては、平成10年10月頃に申請人の亡夫が建設会社から依頼を受け、当該地を残土捨て場として提供し、その後整地してしまい、農地として利用できる状況でなくなり現在に至ってしまったとのことです。

全体が埋め立てられており、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、20年以上前に整地されていたことについて近隣住民の方からの証明書が添付されています。以上で報告を終わります。委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議案第5号「非農地証明願」については、2件申請のうち2件の非農地証明が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)について提案いたします。

整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第6号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、事務局よりご説明いたします。

整理番号1番の申請人 IAさんは、鹿児島市南林寺町に居住されている市外在住の方です。

申請地は、伊佐市大口大田字比良1886番8ほか1筆、地目は全て畑、地積は2筆合計で422㎡です。

所在地は、木崎自治公民館から北へ約300mに位置する宅地に隣接する農地です。添付書類として全部事項証明書が添付されており、規程により特例農地としての指定に関して特段問題はないと思われます。委員皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 賛成多数。よって整理番号1番「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について決定いたしました。

議案第6号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、1件の申請のうち1件が決定いたしました。

議長 その他、事務局お願ひします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。11月の月例報告をいたします。7日、11月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありましたが議案が無かったため出席しておりません。11日、始良・伊佐地区農地利用最適化推進会議が霧島市溝辺のみそめ館でありました。21日、現地調査を一斉にしております。28日、本日は第9回農業委員会総会です。

12月の行事予定ですが、5日に12月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。13日、農業者年金地区別合同会議がさつま町であり農業

者年金推進部長と事務局で出席予定です。19日が現地調査です。26日が第10回農業委員会総会と農業者年金加入推進研修会を開催する計画です。月例報告は以上です。

議長 他にございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局 以上で、令和4年度 第9回農業委員会総会を終了します。  
姿勢を正してください。  
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時00分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 5 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 6 番 .....